

## 用途廃止による移転先斡旋に関する事務取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、千葉市営住宅条例（昭和36年千葉市条例第5号）第5条第1項第2号の特定入居における移転先住戸の斡旋方法について必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 優先枠1 障害者世帯、介護保険認定者世帯
- (2) 優先枠2 高齢者世帯、子育て世帯
- (3) 一般枠 優先枠1及び優先枠2のどちらにも属さない世帯
- (4) 障害者世帯 千葉市営住宅施行規則第3条第1項に規定する障害者がいる世帯
- (5) 介護保険認定者世帯 介護保険法に規定する要介護状態（要支援状態に該当する者は除く）の者がいる世帯
- (6) 高齢者世帯 満60歳以上の入居者がいる世帯
- (7) 子育て世帯 小学生以下の者がいる世帯

### (斡旋の方法)

第3条 斡旋順位の決定は、移転希望者の中から優先枠1の世帯をくじ等により順位を付けた後、優先枠2の世帯、一般枠の世帯の順で同様に順位を付ける。斡旋は、優先枠1、優先枠2、一般枠の順に移転希望者の順位に基づき行う。

- 2 前項の規定により移転先住戸の斡旋を受けたにもかかわらず入居しない場合は、その者の斡旋順位を取消し、当該枠の末尾に付けることとする。なお、市長が必要と認める場合は、この取扱要領によらず、入居の斡旋を行うことができる。

### (斡旋順位の設定)

第4条 優先枠1、優先枠2及び一般枠の斡旋順位は年度ごとに設定する。

### (斡旋順位の有効期間)

第5条 斡旋順位の有効期間は当該年度末までとする。

## 附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。